

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

上申書

——被告の次回準備について——

2009年9月4日

東京地方裁判所民事第44部合B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫



昨日の第2回口頭弁論期日において、裁判所より被告に対し、原告の具体的な事実主張に対する反論を準備するように指示が出されました。至当な訴訟指揮であり、原告に異存はありません。

但し、その際、被告にご留意をお願いしたいのは、先日提出の被告準備書面(1)第1で、原告の求釈明(本年7月10日付)に対して、被告が本論文を《誤読したか否かについて問題とするまでもない》(2頁16行目)と回答されている点です。これは、《誤読したか否かについて問題とするまでもない》から、原告が求めているような否認の理由を明らかにする必要がないという趣旨に読み取れます。もしそうだとしましたら、これは原告の上記求釈明に対する被告の誤読です。といいますのは、原告は、訴状において、単に、本論文掲載拒否をめぐる過去の事実経過を主張したにとどまらず、それを踏まえてさらに、本論文に対する被告(具体的には「天気」編集委員会)の読解の誤り、すなわち「誤読」という主張をしているのであって、この事実主張もまた、というより、この事実主張こそ本裁判の最も中心的な事実問題にほかならないからです。

よって、原告のこの事実主張に対して、被告は答弁書において明確に「否認」されたわけですから、この中心的な問題について、その理由を是非とも明らかにしていただきたいと重ねて申し上げる次第です。

以上